

[別紙1]

鳥取県中小企業災害対応力強化支援補助金 (防災設備の導入支援)の事務手続きについて

1. 交付申請提出

- 補助事業期間内(平成32年3月31日まで)に事業を完了する必要がありますので、余裕を持って申請してください。
- 交付申請の受付は先着順とし、予算が無くなり次第、公募を終了します。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

3. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：防災措置にかかる機器等の発注・設置・代金の支払いまでを完了した日

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出

- 事業が完了し実績額が確定したら、当該事業年度の翌年度の4月20日までに提出してください。

◎補助金の支払い

※実績報告書が提出されたら、報告内容を確認し現地調査等を行った上で支払い手続きを行います。

資料提出・問い合わせ先

商工労働部部・商工政策課

鳥取県鳥取市東町1丁目220番地

0857-26-7565 shoukou-seisaku@pref.tottori.jp